

令和4年10月19日
健康福祉部疾病対策課
043-223-2574

「千葉県肝炎対策推進計画」の改定について

県では、国の肝炎対策基本法及び肝炎対策基本指針に基づき、平成24年4月に本県での肝炎対策について定めた「千葉県肝炎対策推進計画」を策定し、5年ごとの改定を行ってきました。

このたび、令和4年3月の国の指針改正を受けて引き続き肝炎対策を進めるため、本計画を改定し、令和4年度から令和8年度までの計画について決めました。

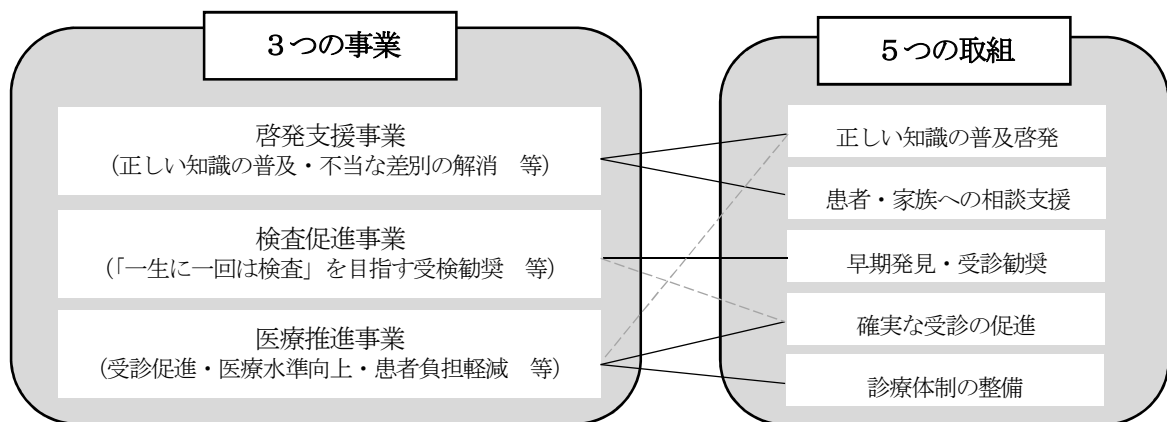
1. 計画の概要

名称：千葉県肝炎対策推進計画（肝炎対策基本法第4条に基づく）

計画期間：令和4年度から令和8年度まで

2. 主な改定内容（別添「千葉県肝炎対策推進計画の改定概要」を参照）

(1) 基本的な考え方を踏襲し、「3つの事業」と「5つの取組」に引き続き取り組む



(2) 新たに肝がん死亡率を目標として設定する

令和8年度までに人口10万人対の75歳未満年齢調整死亡率3.5未満を目指す

(3) 千葉県肝炎医療コーディネーターの養成・活動支援に注力する

千葉県肝疾患指定医療機関に万遍なくコーディネーターを配置することを目標化
新規養成者の増加、継続率の上昇、活動の支援を推進することを明記

計画の本文は以下で閲覧可能です

・千葉県ホームページ

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/kanen/kanenkeikakukaiteir4r8.html>

・千葉県庁本庁舎（県庁県政情報コーナー、千葉県健康福祉部疾病対策課）

・千葉県出先機関（文書館行政資料室、各地域振興事務所、各保健所）